

## 鹿児島県広告事業実施要綱

(対象範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く。)
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

その他、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の表示期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者又は鹿児島県から不利益処分を受けている者
- (3) 消費税(地方消費税を含む。)又は県税を滞納している者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (5) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。))を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者(以下この項において「法人役員等」という。)、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この項において同じ。))が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している者

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 4 第1項から前項までに定めるほか、広告に表示することができない内容等の具体的基準は、別に定める。

## 鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準

### 第1 趣旨

この基準は、鹿児島県広告事業実施要綱（平成18年11月2日付け総務部長通知）第3条第4項に規定する広告に表示することができない内容等について定めるものとする。

### 第2 広告に表示することができない内容

次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 内容が不明確なもの
- (4) 事実と異なる内容を含むもの
- (5) 虚偽又は誤認される恐れがあるもの
- (6) 比較広告（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
- (7) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害する恐れがあるもの
- (9) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
  - ア 性的感情を著しく刺激するもの
  - イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
  - ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- (10) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの